

# 第三期特定健康診査等実施計画

---

## アルファ健康保険組合

最終更新日：令和4年03月23日

## 特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に55～59歳の男性が多い構成である。</li> <li>・被扶養者は子供を除くと女性が多い。</li> <li>・45歳から一人あたりの医療費が大きくなっている。</li> <li>・生活習慣病系疾患の医療費が大きい。</li> <li>・従業員においては、より顕著である。</li> <li>・45歳から生活習慣病の医療費が大きくなる。</li> </ul>	<p>➔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病対策が必要である。</li> <li>・加入者の年齢構成上、今後も医療費が大きくなる可能性がある。</li> <li>・早期から、生活習慣病に関心を持ち、生活習慣改善に取り組んでもらうために、情報提供や運動促進の取組みを全体に向けて実施したい。（ポピュレーションアプローチ）</li> </ul>
No.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者の特定健診受診率は不十分。</li> <li>・特定保健指導の実施率は不十分。</li> </ul>	<p>➔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者の特定健診受診率を高めるための施策が必要。</li> <li>・従業員を中心に、特定保健指導を確実に実施する。</li> </ul>
No.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病リスクの高い者がいる。</li> <li>・医療機関未受診者の超高リスク者もいる。</li> </ul>	<p>➔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診勧奨や重症化予防のための保健指導を、事業所産業医とも連携して取り組みたい。</li> </ul>
No.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙率が高い。</li> </ul>	<p>➔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策困難な為、計画なし</li> </ul>

基本的な考え方（任意）
<p>特定健診・特定保健指導制度は、平成30年度より第3期をむかえています。本計画は、アルファ健康保険組合の特定健診・特定保健指導の実施方法に関する基本的事項、および特定健診・特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。</p>

### 特定健診・特定保健指導の事業計画

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査実施率	計画値	全体	532 / 635 = 83.8 %	553 / 659 = 83.9 %	567 / 658 = 86.2 %	563 / 654 = 86.1 %	563 / 654 = 86.1 %	578 / 654 = 88.4 %
		被保険者	447 / 447 = 100.0 %	467 / 467 = 100.0 %	467 / 467 = 100.0 %	463 / 463 = 100.0 %	463 / 463 = 100.0 %	463 / 463 = 100.0 %
		被扶養者 ※3	85 / 188 = 45.2 %	86 / 192 = 44.8 %	100 / 191 = 52.4 %	100 / 191 = 52.4 %	100 / 191 = 52.4 %	115 / 191 = 60.2 %
	実績値	全体	516 / 633 = 81.5 %	522 / 643 = 81.2 %	541 / 674 = 80.3 %	546 / 668 = 81.7 %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	445 / 445 = 100.0 %	451 / 451 = 100.0 %	483 / 483 = 100.0 %	485 / 485 = 100.0 %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	71 / 188 = 37.8 %	71 / 192 = 37.0 %	58 / 191 = 30.4 %	61 / 183 = 33.3 %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値	全体	14 / 86 = 16.3 %	4 / 86 = 4.7 %	4 / 81 = 4.9 %	10 / 80 = 12.5 %	20 / 80 = 25.0 %	35 / 80 = 43.8 %
		動機付け支援	8 / 31 = 25.8 %	2 / 31 = 6.5 %	2 / 30 = 6.7 %	4 / 30 = 13.3 %	10 / 30 = 33.3 %	15 / 30 = 50.0 %
		積極的支援	6 / 55 = 10.9 %	2 / 55 = 3.6 %	2 / 51 = 3.9 %	6 / 50 = 12.0 %	10 / 50 = 20.0 %	20 / 50 = 40.0 %
	実績値	全体	5 / 86 = 5.8 %	0 / 86 = 0.0 %	0 / 84 = 0.0 %	11 / 89 = 12.4 %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	1 / 31 = 3.2 %	0 / 31 = 0.0 %	0 / 35 = 0.0 %	6 / 44 = 13.6 %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	4 / 55 = 7.3 %	0 / 55 = 0.0 %	0 / 49 = 0.0 %	5 / 45 = 11.1 %	- / - = - %	- / - = - %

- ※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）  
 ※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）  
 ※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
<p>特定健康診査については、被保険者は事業所が実施する定期健康診断と同時に実施することにより、対象者全員が受診することを目標とする。被扶養者については、60%を超える受診率を目標としたい。</p>

## 特定健康診査等の実施方法（任意）

- 1 実施場所  
被保険者・被扶養者の特定健診及び特定保健指導は、下記健診機関に委託する。
  - ① 伊勢崎佐波医師会病院 成人病検診センター
  - ② 社会保険 蒲田総合病院 健康管理センター
  - ③ 緞沢病院 健康管理センター
  - ④ 山梨病院 健康管理センター
  - ⑤ 西日本産業衛生会 北九州健診センター
  - ⑥ 健保連 大阪中央病院 健康管理センター
  - ⑦ 健康保険組合連合会『集合契約A・B』契約健診機関
- 2 実施項目  
実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版) 第2編第2章に記載されている健診項目とする。
- 3 実施時期  
実施時期は、通年とする。
- 4 委託の有無
  - ア 特定健診  
被保険者については、事業主に委託する。  
被扶養者については、代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。
  - イ 特定保健指導  
被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合等で、当健康保険組合が指定する健診機関での受診が困難である場合は、標準的な健診・保健指導プログラム第3篇第5章の考え方に基つきアウトソーシングする。また、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での利用が可能となるよう措置する。
- 5 受診方法  
特定保健指導については、健診結果に基づき当健康保険組合が抽出した者に対して行う。  
被保険者については、事業主の健診案内にもとづき特定健診を受け、当健康保険組合が抽出した情報にもとづいて特定保健指導を受ける。  
被扶養者については、当健康保険組合が発行する受診券または利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出し、特定健診または特定保健指導を受ける。
- 6 受診費用  
被保険者の特定健診にかかる費用は、安全衛生法にもとづく項目について事業主負担とし、特定健診のデータにかかる費用は当健康保険組合の負担とする。被扶養者の特定健診にかかる費用は、基本項目についてのみ全額を当健康保険組合の負担とする。  
特定保健指導については、被保険者・被扶養者とも、全額当健康保険組合の負担とする。
- 7 周知・案内方法  
周知は、当健康保険組合の機関紙などに掲載するとともに、ホームページに掲載する。  
被扶養者については、毎年一回当健康保険組合より受診案内と受診券を郵送にて配布する。
- 8 健診データの受領方法  
健診のデータは、契約健診機関（又は代行機関を通じて）から電子データを随時受領して、当健康保険組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健康保険組合が実施した分も含めて5年とする。
- 9 特定保健指導対象者の選出の方法  
特定保健指導の対象者については、効果の面から40歳代の者から優先して選出する。

## 個人情報の保護

当健康保険組合は、アルファ健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事（または事務長）とする。また、データの利用者は当健康保険組合の職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記する。

## 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、アルファ健康保険組合ホームページ等に掲載する。

## その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

当計画については、毎年当健康保険組合事務局において見直しを検討する。また、令和3年度に3年間の評価を行い、目標と大きく乖離した場合、その他必要がある場合は見直しを行う。  
当健康保険組合に所属する役職員については、特定健診・特定保健指導等の実践・運営のための研修に随時参加させる。